

せいねんこうけんせいど

「成年後見制度」の あらまし

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方々の財産と暮らしを守る制度です。

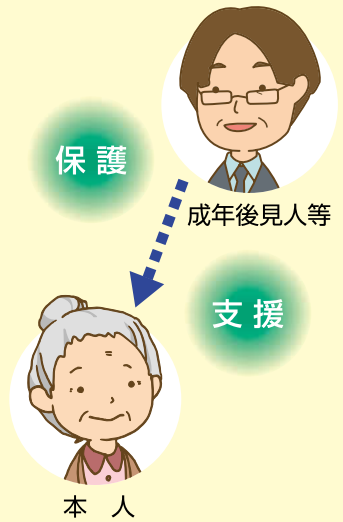


成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、自分で不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議を行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、**法定後見制度**と**任意後見制度**に大きく分かれます。判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶことができます。



1 法定後見制度

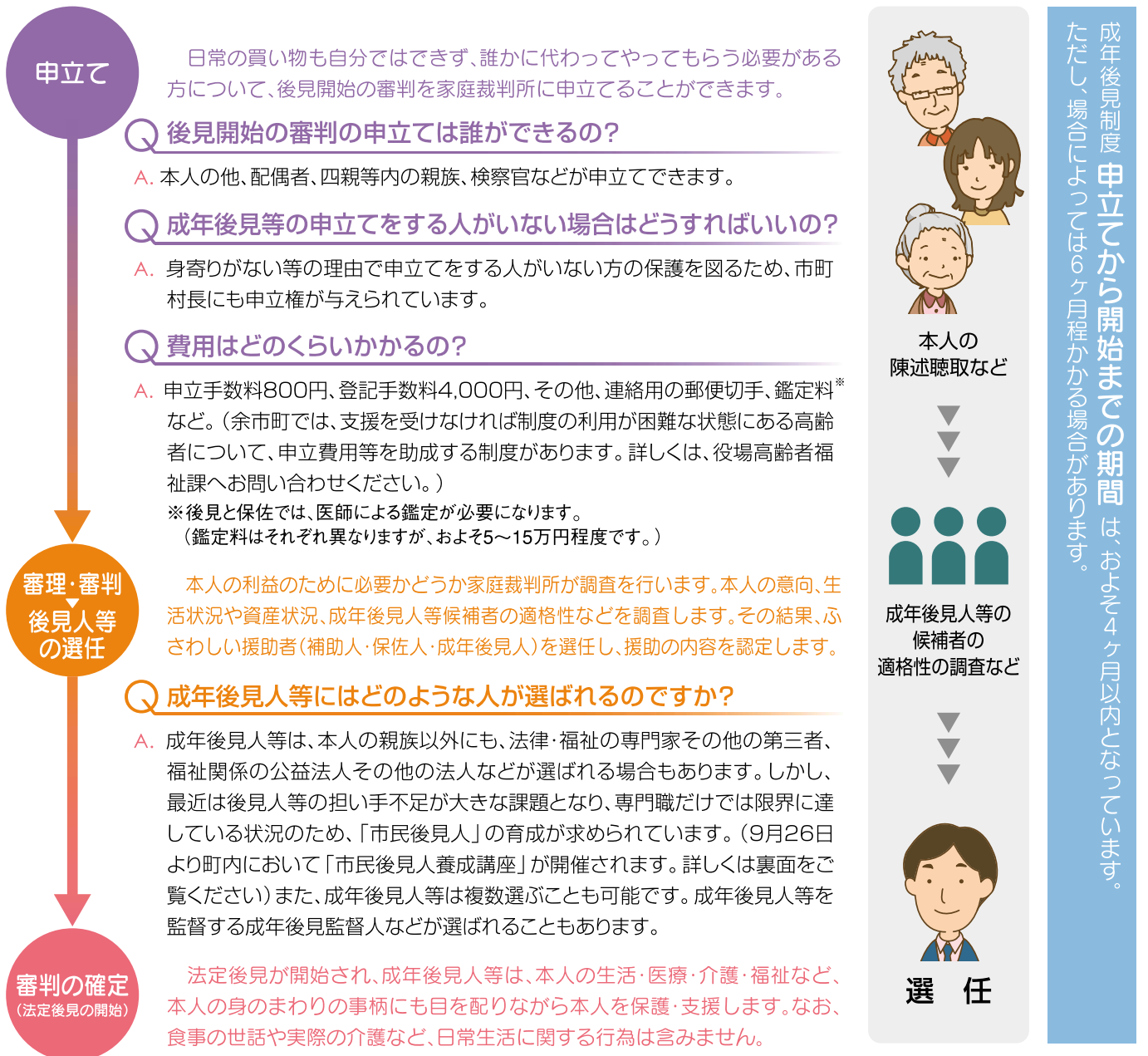
法定後見制度は、本人の判断能力により**補助**、**保佐**、**後見**の3つに分かれており、本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（**補助人**・**保佐人**・**成年後見人**）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、保護・支援をします。

	補助	保佐	後見
対象となる方	少し判断力に自信がない 判断能力が不十分な方 時々自分の判断力が不安…。誰かにサポートして欲しい。	時に判断力に自信がない 判断能力が著しく不十分な方 母は時により判断がつきません。	判断力に自信がない 判断能力が欠けているのが通常の状態の方 父はほとんど自分で判断することができません。
申立てにおける本人の同意	必要	不要	不要
対象者を援助する人（成年後見人等）	補助人	保佐人	後見人
援助の内容	同意が必要な行為		
	取消しが可能な行為	民法13条1項で定める所定の行為*。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除く	日用品の購入など日常生活に関する行為以外のすべての行為
	成年後見人等に与えられる代理権の範囲	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為	
			財産に関するすべての法律行為

*借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築など。家庭裁判所の審判により、それ以外の行為についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

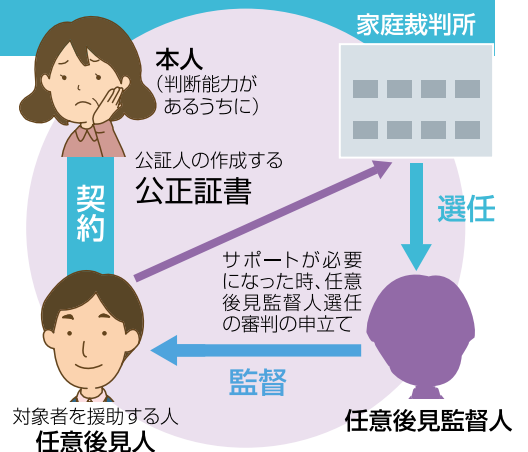
法定後見の開始までの流れ



2 任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくという制度です。

本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。



Q 任意後見契約公正証書の作成にはどのくらいの費用が必要ですか？

- A. 公正証書作成の基本手数料11,000円に登記嘱託手数料1,400円、登記所に納付する印紙代4,000円、その他、本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代などがかります。

成年後見制度についてわからないことや、市民後見人養成講座のお申込みについては、下記までお問い合わせください。

余市町民生部高齢者福祉課	TEL.21-2119	余市町地域包括支援センター	TEL.48-6015
余市町民生部町民福祉課	TEL.21-2120	余市町在宅介護支援センター	TEL.22-3115
余市町社会福祉協議会	TEL.22-3156		

申立ての手続きや費用について

札幌家庭裁判所 小樽支部 TEL.0134-22-9157

任意後見契約について

小樽公証役場 TEL.0134-22-4530
